

「滋賀県動物愛護管理推進計画（素案）」に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和5年10月20日（金）から令和5年11月30日（木）までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県動物保護管理推進計画（素案）」についての意見・情報の募集を行い、77件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
第1章 計画の趣旨および位置づけ	0件
第2章 これまでの取組の成果	0件
第3章 国の動き	0件
第4章 施策展開の方向	9件
第5章 具体的な取り組み	/
<施策1> 動物の適正飼養の推進	21件
<施策2> 動物の終生飼養の推進	9件
<施策3> 狂犬病予防の推進	1件
<施策4> 動物取扱業の適正化	5件
<施策5> 動物の返還・譲渡の推進	8件
<施策6> 動物愛護の普及啓発	5件
<施策7> 実験動物および産業動物の適正飼養の推進	6件
<施策8> 災害時等の体制整備	4件
<施策9> 関係者間の協力体制の構築	4件
第6章 計画の総合的な推進	1件
用語解説	0件
その他	4件
意見・情報計	77件

3 提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

別紙のとおり

滋賀県動物愛護管理推進計画（素案）に対して提出された意見・情報および県の考え方について

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
第4章 施策展開の方向					
1	7	166	動物福祉視線	○「県民の動物愛護意識を高め・・・」を「県民の動物福祉視線、動物愛護意識の向上を図り・・・」と記せないか。	御意見を踏まえ、動物福祉視線をよりわかりやすくするために「動物が大切に扱われ健康で幸せな状態で終生飼養されるよう」と表現し、加筆修正します。
2	7	177	ボランティア	○愛護ボランティアの育成をどの様に実施するのか明示してほしい。	施策5に記載のとおり、ミルクボランティアの拡大に取り組むこととしており、ボランティアの募集方法、育成方法、活動内容などについては、動物愛護推進員から意見を伺いながら検討してまいります。 また、動物保護管理センターで引き取った高齢犬猫や家庭に慣れるまで時間のかかる犬猫の一時預かりボランティアについて検討してまいります。
3	7	180	ボランティア	○動物愛護ボランティアに対して、保護動物を受け入れる際の感染症拡大を防ぐための警鐘や講習を実施してほしい。	施策8に記載のとおり、動物愛護推進員を委嘱しており、動物愛護推進員を対象に研修等を実施しています。今後、動物愛護ボランティアとの連携を進める中で、感染症拡大を防ぐための講習等についても検討してまいります。
4	7 25	185 588	動物取扱業	○第一種動物取扱業の新規登録に際し、飼養管理基準の遵守状況を厳格に審査するなど登録審査の厳格化について追記してほしい。	動物取扱業に対する基準や遵守事項については、動物の愛護及び管理に関する法律をはじめとする法令により規制されており、登録にあたっては、法令に則り厳正に審査を行っています。 なお、施策4に記載のとおり、県は定期的な立ち入り検査等を実施し、飼養管理基準に基づき指導を行います。
5	8	197	同行避難	○民間イベント会場を利用した同行避難訓練を実施してはどうか。	施策8に記載のとおり、商業施設等を活用した同行避難の周知・理解促進に取り組んでまいります。 同行避難訓練については、飼い主による同行避難とともに、避難所での飼育をスムーズに開始するための訓練を行うことが重要と考えており、各市町や自治会の防災訓練と併せて実施してまいりたいと考えています。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
6	8	201-202	致死処分 ゼロ	○犬猫致死処分ゼロに向けて、行政も返還や譲渡活動を行っているが、そのような活動しなくてもすむようにペットの管理法をしっかりと作るべきである。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 なお、ペットとして飼育する動物に関して、動物の愛護及び管理に関する法律が制定されています。同法では、県による犬猫の引取りと併せて、所有者等の責務や普及啓発について規定されており、動物愛護意識がより一層向上し、譲渡活動や返還活動が必要となる犬猫が減少するよう取り組んでまいります。
7	8	201-202	致死処分 ゼロ	○この度、殺処分をなくしていくという方針になり、本当に良かったと思う。	第4章に記載のとおり、実質的致死処分ゼロに向けて取り組みを進めてまいります。 この目標が達成できるよう、県民の幅広い層に対して、適正飼養の推進による収容頭数の減少と譲渡の拡大をはじめとした動物愛護管理施策への自主的な参画を促してまいります。
8	8	204	譲渡推進	○攻撃性のある犬は、プロのドッグトレーナーに、しつけや人慣れを目指してもらい、殺処分を避けてほしい。	施策5に記載のとおり、馴化や慎重な譲渡先の選定が必要な犬や猫の譲渡を推進するため仲介者譲渡に取り組んでおります。犬に攻撃性が認められた場合であっても、接し方や飼育環境により危害発生を防止できるものについては、その犬の性質を十分に理解した新しい飼い主へお譲りできるよう、引き続き、動物愛護推進員等と連携して取り組んでまいります。
9	8	204	致死処分 方法	○致死処分に至る可能性のある個体に関しても最期まで動物福祉に沿った対応をしてほしい。致死処分方法についても、職員、動物の精神的、身体的ストレスへの最大限の配慮を常に模索して頂きたい。	動物保護管理センターでは、第一種動物取扱業および第二種動物取扱業が取り扱う動物の管理方法等の基準に準じ、飼養管理を行っています。 致死処分方法については、動物の愛護及び管理に関する法律第40条第1項および動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総務省告示第40号）に「できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法で行うよう」示されており、県では麻酔薬の投与により実施しているところです。 また、第4章に記載のとおり、「犬猫の実質的な致死処分ゼロ」を達成することにより、致死処分の減少と併せて職員の負担軽減が図られると考えております。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
第5章 具体的な取り組み					
＜施策1＞ 動物の適正飼養の推進					
10	10	247-	飼育登録制	○犬猫の飼育を登録制にし、飼育マナーを守る人だけが飼えるようにしてほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 なお、動物の愛護及び管理に関する法律において、動物の所有者または占有者は、人の生命、身体もしくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、または人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならないと規定されています。施策1に記載のとおり、県では、これらの法令が適正に遵守されるよう、市町等関係機関と連携して適正飼養の推進に取り組んでいます。
11	10	247-	苦情相談窓口	○犬や猫の迷惑行為に関する相談窓口を設けてほしい。	施策1および施策9に記載のとおり、飼育方法に関する相談は動物保護管理センターにおいて、生活環境に関する相談は市町において受け付けており、それぞれが連携して相談に対応しています。
12	12	283	遺棄防止	○遺棄等の防止対策として、引き取り拒否の後の追跡が必要。	飼い主から引取りについて相談を受けた際は、その理由や譲渡先を見つけるための取組等について聞き取りを行い、その状況に応じて、取るべき措置を説諭しています。遺棄を疑い、相談後の状況を調査することはできませんが、飼養継続や新しい飼い主探しに向けた説明を丁寧に行うとともに、必要に応じて、継続的に相談に応じてまいります。
13	13	305-311	統計	○動物保護管理関係統計の特定動物飼養・保管状況について、令和2年度までのように、保健所別に動物種や飼養目的まで公開してほしい。	動物保護管理センターが発行する動物保護管理関係統計の特定動物飼養・保管状況について、令和2年度統計までは特定動物飼育者別に飼養・保管状況を公表していましたが、特定の個人の飼育状況を類推することが可能であるため、公表方法を見直しました。 なお、市町や警察等関係者との情報共有は別途実施しておりますので、危機管理上の対応に変更はありません。
14	13	312表3	統計	○動物保護管理関係統計と表3の記載が異なっている。	県では特定動物飼養・保管関係事務を大津市に移譲しています。本計画は滋賀県全域を対象区域としており、表3には大津市内の許可件数等が含まれるため、動物保護管理センターが発行する動物保護管理関係統計と差が生じます。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
15	14	344-345	多頭飼育問題	○社会福祉分野との連携に関して、多頭飼育や生活環境問題の早期発見や情報共有の場として、各市町で、環境課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、ボランティア団体などによる連携会議を推進してほしい。	施策1に記載のとおり、滋賀県多頭飼育問題対策マニュアルに基づき、多頭飼育問題の発生や兆候を探知した際には、市町福祉関係課、市町環境関係課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、動物愛護ボランティア、動物保護管理センターなど、関係者による会議等を行い、事例の解決に向けた検討を重ねた上で対応しています。
16	14	344-345	多頭飼育問題	○多頭飼育問題への対応においては、獣医師、獣医師会の協力、連携が必要ではないか。	施策1に記載のとおり、多頭飼育問題への対応に関して滋賀県多頭飼育問題対策マニュアルを策定しております。多頭飼育問題の予防や見守り支援において、かかりつけ獣医師等の役割も重要と考えており、当マニュアルにおける連携先の一つとして示しております。
17	14	344-345	多頭飼育問題	○多頭飼育崩壊や正しい飼育環境が守れない飼い主に介入していける具体的な方法が提示してほしい。 ○地域医療の分野や動物病院などと連携して情報を集め、多頭飼育になる前に介入できる仕組みが必要 ○地域全体の問題になりかねないため、住人からの相談窓口を明確にしてほしい。	施策1に記載のとおり、多頭飼育問題については、滋賀県多頭飼育問題対策マニュアルに基づき、福祉関係部局等との情報の共有と連携を行い、いわゆる多頭飼育崩壊に至る前に把握し、対応できるよう取組を進めています。 なお、多頭飼育問題は地域課題の一つであり、多様な部署が関係することから、自治会役員、介護事業所職員、民生児童委員などつながりのある部署がそれぞれで相談を受けつけ、関係機関に情報を共有することが有効と考えています。そのため、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業の一環として、包括的に相談を受け止めるよう呼び掛けており、関係部署の連携により対応してします。
18	15	349	市町連携	○市町関係機関に向けて、動物課題に関する講習を実施してほしい。	動物保護管理センターでは、毎年、市町担当者との打ち合わせ会議を開催しており、動物に関する課題や県・各市町の取組を共有するとともに、課題解消に向けた検討を行っています。 また、令和3年度からは、多頭飼育問題への理解促進と連携強化のため、市町福祉部局、市町環境部局、市町社会福祉協議会、民間介護事業所、民生委員児童委員、動物愛護ボランティアなど幅広い関係者を対象とした勉強会を開催しております。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
19	15	352-354	TNR	○野良猫手術専門病院での手術が無料になるように、滋賀県から支援してほしい。	<p>施策1に記載のとおり、滋賀県猫と共に生きるためのガイドラインに基づき、飼い主のいない猫の減少と周辺的生活環境の保全を図るために地域住民が主体的に行う「地域猫活動」を対象に、補助金を支給してします。</p> <p>地域猫活動は、飼い主のいない猫により地域に生じている問題を解決するため、地域に生活している飼い主のいない猫を管理してその命を全うさせつつ、新たな飼い主のいない猫を生み出さないための活動であり、地域住民の理解がなく行われるものは「地域猫活動」と一線を画するものであると考えられることから、地域に根差した取り組みが進むよう、引き続き自治会や自治会の承認を受けたグループを支援することとしています。</p> <p>県としては、地域住民の理解が促進し、地域猫活動の一層の推進により不妊去勢手術が広がるよう、市町、獣医師会等と連携して取り組んでまいります。</p>
20	15	352-354	TNR	○野良猫の不妊去勢手術を徹底する活動に切り替え、野良猫手術専門病院での手術費用を無料にするなど、助成金を出してほしい。	
21	15	352-354	TNR	○猫のTNR活動出来る方を募集、応援するようなシステムづくりと積極的な啓発活動などを行い、行政主導で不妊去勢手術を進めてほしい。 ○野良猫手術専門病院がもっと安価（もしくは無料）になるよう、滋賀県から補助金を出してほしい。	
22	15	352-354	地域猫	○地域猫活動補助金について、自治会単位だけでなく、自治会長の理解・協力が得られない場合に、個人や複数の有志の保護活動でも利用できる制度にしてほしい。	
24	15	357-358	TNR	○野良猫へのTNRを普及するための、獣医師、市町、市民、団体による協働体制の仕組みをつくってほしい。	
23	15	352-354	地域猫	○野良猫対策手術車両を導入することで、より効果的な地域猫対策や多頭飼育問題対応が可能となる。 ○地域猫政策予算増額と開業獣医師、獣医師会の手術技術協力が必要と考える。	<p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、開業獣医師、獣医師会による手術技術協力も含めて、地域猫活動が一層拡大するよう検討を進めてまいります。</p>
25	15	352-354	地域猫 TNR	○猫の捕獲器の取り扱い方について、啓発活動をしてほしい。	<p>動物保護管理センターでは地域猫活動に係る相談を受け付けており、必要に応じて捕獲檻の貸し出しや使用方法の説明なども行っていますので、動物保護管理センターまでご相談ください。</p>
26	15	352-354	地域猫	○地域猫活動の一環として、捕獲装置やキャリーバッグの貸し出しを行ってほしい。	

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
27	15	370-	事故発生届出	<p>○滋賀県動物の保護および管理に関する条例第11条に規定する事故発生時の届出義務の対象をすべての動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）に拡大してほしい。</p> <p>○治療を要する事故については全て届出義務を課すことで、事故を起こさないよう事業者の意識向上を図り、適切な対応がとられるよう指導してほしい。</p> <p>○東京都、茨城県、岡山県、福岡県の条例では、すべての動物での事故を対象としている。</p>	<p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本県条例における事故発生時の届出については、人身被害の重大性や狂犬病予防法との関わりから、特定動物または犬の飼い主を対象として、事故の原因究明や再発防止を徹底するために規定しています。</p> <p>また、事業者については、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令において、事故防止に必要な措置を講じるよう規定されており、当該措置を講じる必要があります。監視指導時には、その旨も含めて指導しています。</p>
28	15	370-	動物取扱業	<p>○エキゾチックアニマル等と直接ふれあう事業について自粛を求めるものとしてほしい。</p> <p>○厚生労働省の定める「ふれあい動物施設等における衛生管理に関するガイドライン」を事業者に周知・徹底してほしい。</p>	<p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、動物取扱業者への監視指導においては、当ガイドラインの周知も含め、事業者の業態に応じた指導を実施しています。</p>
29	15	379	特定動物	<p>○特定動物の飼養保管許可に際し、厳格に審査することを盛り込んでほしい。</p> <p>○動物福祉が担保されるような十分な広さがあり、かつ地面に作り付けとなっている堅牢な施設についてのみ許可を下すべきであり、地震や強風で倒れたり、水で流されたりする可能性のある設備での許可はしないことを明確にしてほしい。</p>	<p>特定動物の飼養保管許可に関する基準は動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等に規定されており、法令に則り厳正に行っています。</p>
30	16 32	381 800	特定動物	<p>○滋賀県動物の保護および管理に関する条例第10条第4項に規定する「災害に際してとるべき緊急措置」について、特定動物飼養者が定めた緊急措置を事前に書面で提出させてほしい。</p>	<p>本県条例の当該規定は、災害時に特定動物の逸走防止対策をとれるよう、飼い主に通常時からの管理義務を課したものです。</p> <p>その内容は、耐震構造、二重扉、防火シャッター、消火等設備、緊急捕獲用具、緊急連絡体制など多岐にわたっており、許可申請時や立入検査時に確認を行っています。</p>

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
＜施策2＞ 動物の終生飼養の推進					
31	18 27	416- 417 646- 649	不妊去勢措置	○不妊去勢の普及率が向上しない状態でのミルクボランティア推進はアンバランスであり、更なる譲渡先の確保、拡大に更なる努力が必要と容易に想像できる。	収容頭数の減少と譲渡の推進の両輪に取り組む必要があると考えています。収容頭数の減少に向けて、施策2に記載のとおり、不妊去勢措置の必要性等を十分に理解いただくよう、様々な機会を通じて飼い主に働きかけてまいります。
32	20 28	444- 445 668-	高齢犬猫の高齢者による飼養	○様々な疾病を抱えた犬猫が増え、動物の介護、治療問題から手放す飼い主が増えることが予想され、高齢ペット遺棄問題はこれから課題となる。 ○保護団体の譲渡条件が厳しく60歳以上は諦めざるを得ない事がある。大人の猫は、譲渡希望も少ないので、高齢者とマッチングして終生飼養できるように工夫する事も必要である。	動物保護管理センターでは、高齢猫において、譲渡先が見つかるまで長期間飼育する必要があるため、高齢猫の一時預かりボランティアについて検討を進めています。 なお、一時預かりボランティアについては、活発な高齢者の方も対象に検討してまいります。 また、動物愛護ボランティアの譲渡活動では様々な取組がされており、年齢制限をかけている場合もあれば、飼育を後見する親族等を確認した上で譲渡する場合があります。
33	20	462- 465	高齢者による飼養	○高齢者も含め、終生飼養の意識を高めること、飼育する前に動物の寿命から終生飼養できるか判断すること、とっさの場合にどうするのかの危機意識をもつことが大事である。 ○適正に飼養している独居老人についてもその意識を持つことが大切。特に独居の後期高齢者の方には社会福祉協議会のネットワーク台帳記載に協力頂き、民生委員を中心に見守る体制をとっている。記載事項の欄に「飼育動物の有無」の欄を設け、民生委員とのやり取りの中で「もしもに備えるうちのこ手帳」を掲示することで意識を高めてもらうことができると思う。	施策2に記載のとおり、もしもに備えるうちの子手帳やエンディングノート等への緊急時の預け先の記載など、安心して飼養するための備えについて、市町、動物取扱業者、獣医師会、福祉関係者などと連携した普及啓発に取り組んでまいります。 福祉関係者との連携においては、エンディングノート等の周知が効果的に行えるよう、飼育動物の有無の確認について、併せて呼び掛けてまいります。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
34	20	455-456 481-482	猟犬	<p>○猟犬等のマイクロチップ装着を促進するため、装着を義務化し、費用補助等を設けてはどうか。</p> <p>○猟友会等の関連団体に協力を求め、猟犬等飼育者とマイクロチップ登録済み者を照合することで装着率を見える化し、装着率を公表してほしい。</p> <p>○「令和6年度 滋賀県の猟師は狩猟用猟犬のマイクロチップ装着率全国一位です」と宣言することで県イメージアップにつながる。</p>	<p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、動物の愛護及び管理に関する法律において、犬または猫の所有者はその犬または猫にマイクロチップを装着することが努力義務となっていますので、狩猟等に係る関係部局や関係団体と連携し、個体識別措置の普及に取り組んでまいります。</p>
35	20 25 30	466 605 730	パートナーシップ制度	<p>○飼育環境や事業内容が不適切な事業者に県がお墨付きを与えないよう、また、多頭飼育崩壊を誘発しないよう、事業者と県との連携は慎重に考えるべき。</p> <p>○「動物関連事業者パートナーシップ制度」との記載は時期尚早であり、より具体的に内容を検討し、市民へ説明するまでは導入を決定するべきではない。削除するべき。</p>	<p>パートナーシップ制度については、認定、認証、承認などのスキームではなく、事業者側が自ら取り組む事業として検討しているため、御意見を踏まえ、パートナーシップ事業に修正いたします。</p> <p>県民一人ひとりの動物愛護への理解を深め、本計画の目標としている犬猫の実質的な致死処分ゼロを達成するには、行政に限らず、様々な主体・機会を通じた働きかけが必要と考えています。そのためには、ペットショップ、ブリーダー、ペットトリミング、ペットホテル、ペットフード販売店など飼い主に関わる動物関連事業者の協力を得ながら、飼い始める前から継続的に終生飼養をはじめとする普及啓発を実施することが必要と考えており、パートナーシップ事業による普及啓発に取り組んでまいります。</p>
36	21	481-482	猟犬	<p>○県内での猟に際し、猟犬による被害防止や猟犬の遺棄防止のため、猟犬の使用場所・時間等を事前に申請する制度をつくってほしい。</p>	<p>御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、関係部局や関係団体と連携し、猟犬による事故防止に取り組んでいます。</p>
37	21	487-489	不妊去勢措置	<p>○動物病院では必ず避妊・去勢の把握、飼い主への徹底と、それを拒む飼い主には増えないための管理の徹底を遵守させるなど協力を仰ぐべきです。</p>	<p>動物病院では、望まない繁殖の防止はもとより、疾病予防の観点から、不妊去勢手術の啓発に取り組まれています。引き続き動物病院師とも連携し、不妊去勢手術の普及啓発に取り組んでまいります。</p>

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
38	21	487-489	不妊去勢措置	○猫の不妊去勢手術の周知徹底する広報に力を入れてほしい。	令和元年6月の動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、犬または猫の所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うことが義務化されたところです。不妊去勢手術の普及啓発は重要なテーマの一つと考えており、イベント開催や市町の広報協力等を通じて、法による義務化や猫の繁殖に係る特徴など、不妊去勢手術の必要性について普及啓発に取り組んでまいります。
39	21	493	新しい飼い主探し	○一人暮らしの際のペットの引継ぎ先をどうしたらいいかわからない。 ○わんにゃん掲示板も見たが載せることになった理由が知りたいし、掲示板ではなく、育てて次の養育者を探してくれる事業所があってほしい。	やむを得ない理由で飼えなくなった場合に、ペットの次の飼い主を探し、ペットの生命と健康を守ることは飼育者の責務の一つであり、動物保護管理センターでは、次の飼い主探しに関する助言を行っています。 また、一般財団法人滋賀県動物保護管理協会はわんにゃん掲示板を運営し、次の飼い主探しの支援に取り組まれています。飼えなくなった理由については、飼い主の家庭状況や心身の状況など私生活と密接に関連するものであるため、掲示板の掲載事項になっていません。
＜施策3＞ 狂犬病予防の推進					
40	23	536	狂犬病予防注射	○民間イベント会場（マルシェ等）を利用した注射事業を行ってはどうか。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 なお、集合注射会場については、各市町が地域の実情に応じて検討のうえ設定されています。県としては、市町や獣医師会と連携し、狂犬病予防注射接種率の向上を目指してまいります。
＜施策4＞ 動物取扱業の適正化					
41	25	591	動物取扱業	○ペットショップやブリーダーなどでの、年間の売買頭数や、その全ての行く先を明らかにすべき。その上で、処分や保護対象の多い施設を指導してほしい。	ペットショップやブリーダーなどでは、動物の愛護及び管理に関する法律等により、繁殖実施状況、取引状況記録台帳、個体に関する帳簿の作成・保管が必要であり、監視指導時に確認し必要な指導を行っています。また、毎年定期報告届出において、取扱い数や死亡数などを確認しています。
42	25	591	動物取扱業	○ペットショップだけでなく、しっかり世話をできていない動物展示施設を放置しないでほしい。	動物取扱業者が遵守する基準については、動物の愛護及び管理に関する法律等で規定され、県はこれら法令に基づき、監視指導を行っています。不適事項を確認した際は行政指導を実施し、改善を確認するまで継続的に対応を行っています。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
43	25	603-605	動物取扱業	○販売者の責任として、購入者が単身や高齢の場合に、何かあったときにその動物の世話を頼める人がいるか確認をとるよう指導してほしい。 ○その動物の寿命、世話の仕方など説明し、了解しない人には売らない店であってほしい。	販売時の説明事項については、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に規定されていますが、世話を頼める人の確認については明文化されておりません。ただし、課題2に記載しているとおり、動物取扱業者が適正飼養の普及推進を担うことが必要と考えており、終生飼養の一層の徹底に向けて、事業者自らの取組が促進するよう検討してまいります。
44	25	-	動物取扱業	○外国では、生体の展示販売を禁止している国がある。県レベルでは難しい話だが、国への働きかけもしてほしい。	御意見として承ります。
45	25	-	動物取扱業	○家族の一員として迎える生き物への意識を変えるため、ペットショップには、ショッピングセンター中に保護犬・猫を養育している場を常設し、保護犬猫の現状掲示や勉強会の開催等を行ってほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 なお、県においては、一般財団法人滋賀県動物保護管理協会ホームページにおいて譲渡に関する情報を発信するとともに、同協会で委託する飼い方講習会において、犬や猫の引取り状況等を含めた講習を行っています。
＜施策5＞ 動物の返還・譲渡の推進					
46	26	624	犬猫以外の小動物	○滋賀県動物保護管理センターで、犬猫以外の遺棄された小動物についても、次の飼い主に繋ぐ活動をしてほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 なお、動物の愛護及び管理に関する法律における県の引取り事務の対象は犬および猫に限られており、その他の小動物の引取りや譲渡は行っておりません。終生飼養は飼い主の責務の一つであり、それが困難な場合は飼い主自らが新しい飼い主探しを行うことが求められます。 また、犬猫以外の小動物が拾得された場合は、遺失物法の対象として警察で対応しております。
47	28	670-672	ボランティア	○若い人だけでなく、高齢の人にも対象に、ボランティア研修・登録を行ってはどうか。 ○ミルクボランティアが無理な人には、離乳から里親募集までの間預かってもらうことで、手が空いたミルクボランティアは次の子を預かることができる。	ボランティアの育成にあたっては、動物愛護ボランティア活動に活発な高齢者にご協力いただくことも有効と考えています。そのため、ボランティアの育成にあたっては、年齢層を限定せずに、精力的に御活動いただける方と連携してまいります。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
48	28	670-672	野犬譲渡	○野犬について、攻撃性のある大人犬を一般人が飼うのは難しいが、生後二ヶ月までの子犬を保護できれば人に慣れさせることができる。 ○適正のある人に研修・登録してもらい、人に慣れさせ、新しい飼い主に繋ぐことができれば命を救える。	施策5に記載のとおり、馴化や慎重な譲渡先の選定が必要な犬や猫の譲渡を推進するため仲介者譲渡に取り組んでおり、動物保護管理センターで保護した野犬の子犬については、動物愛護推進員にご協力いただき、家庭環境に慣れさせてから、それぞれの子犬の性質を十分に理解いただいた方にお譲りいただいています。
49	28	675-676	保護団体支援	○保護団体に活動していますが、活動資金は少なからず自己負担が発生しています。岐阜県などではふるさと納税でねこの保護活動資金を集める自治体もあるようですので滋賀県も取り入れられるといいと思います。	県外の一部の市において、企業型ふるさと納税や、クラウドファンディング型ふるさと納税の枠組みを活用し、地域課題の解決に取り組む事業者活動へ寄附金を交付することで、官民協働による地域創生に取り組まれていることを承知しております。 本県では、施策5に記載のとおり、馴化や慎重な譲渡先の選定が必要な犬や猫の譲渡を推進するため仲介者譲渡に取り組んでおり、仲介者に対して報償費をお支払いしているところです。今後とも、動物愛護ボランティアや県が行う譲渡活動が推進するよう取組を検討してまいります。
50	28	678	普及啓発	○動物保護管理センターを処分場と認識している人がいるため、活動や収容している動物について広報活動に力を入れてほしい。	施策5に記載のとおり、動物保護管理センターの知名度向上に向けた取組が必要と考えており、商業施設やセンターでのイベント開催等を通じて、センターの役割や活動について周知してまいります。 なお、センターを周知するため、Jazz for dog&cat実行委員会によるチャリティーJAZZコンサートを開催いただいております。 また、SNSの活用も含めたボランティアと連携した周知について検討してまいります。
51	28	-	譲渡活動支援	○ミルクボランティアが預かった子猫を安心して里親募集できるページがほしい。虐待する人もいるようなので、一定の期間後、複数回（数か月後、1年後など）必ず飼養状況を報告することを約束させる。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 県では、これまで新しい飼い主探しも含めて哺乳期の子猫の育成を依頼しているところですが、今後のミルクボランティアの取り扱いについては、動物愛護推進員の意見を伺いながら検討してまいります。 また、譲渡後の飼養状況の報告については、当事者間の譲渡契約により行われるところであり、譲り渡す側、譲り受ける側が双方同意の上、取り組まれるものと考えており、県においては、譲渡時に協力を依頼し、譲渡後の飼養状況等の調査を実施しています。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
52	28	-	負傷動物	○動物保護管理センターに収容された負傷犬猫に対して、獣医師による緩和処置を少しでもしてほしい。そして、動物愛護推進員さんに引き渡すシステムをつくってほしい。	負傷犬猫に対して、抑留・公示期間中は、動物保護管理センター獣医師による対症的な治療を行っております。期間終了後、治療により譲渡可能な犬猫については、滋賀県獣医師会員の有志動物病院にて治療に協力いただき、動物愛護推進員等を通じて譲渡しています。
53	28	-	負傷動物	○病気やケガの子も、治療をして里親を探してほしい。そういう子の長期間な預かりボランティアがあるとよい。	
<施策6> 動物愛護の普及啓発					
54	29	711	教育連携	○奈良県「うだアニマルパーク」発信の「いのちの教育」を滋賀県でも実施してほしい。	動物保護管理センターでは、命の尊さや動物に対する義務と責任等を考える契機とすることを目的に、動物愛護学習、夏休み体験学習を実施しています。 なお、県により体制が異なり、奈良県と同様に現役小学校教員の派遣によるプログラム実施は困難と考えますが、教育の場でも活用できる啓発資料を作成するなど、教育機関等を通じた啓発について検討してまいります。
55	29	726-727	教育連携	○日本では動物に対する福祉など世界から見て遅れており、幼少期からの教育が最も大切である。小学校、中学校の間に、今苦しんでいる猫や犬、すべての動物の現状をしっかりと伝え、私たちはどうしていくべきなのか、ディベートできるような機会を設けてほしい。 ○その際には、現に活動しているボランティアを有償で講師として学校に派遣し、生の声を届け、正しい教育を受けてもらうことも大切である。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 なお、教育現場においては、子どもたちが身の回りにある様々な課題に気づき、調べ考え、話し合い、解決に向かって取り組もうとする姿を目指しているところです。その中で、総合的な学習の時間では日常生活や社会における課題について、また生活科や道徳科ではかけがえのない生命や、命を尊重することについて学んでいます。 また、動物保護管理センターでは、命の尊さや動物に対する義務と責任等を考える契機とすることを目的に、動物愛護学習、夏休み体験学習を実施しています。
56	29	720-723	普及啓発	○各図書館で、関係図書とパネルによる企画展示をしてはどうか。	公立図書館において、動物愛護週間企画と連携したポスター掲示やチラシ配布を行っています。図書の紹介と合わせたパネル展示についても、検討を進めてまいります。
57	29	720-723	普及啓発	○センターの見学を定期的で開催するなど、犬や猫の可哀な現実も伝えてほしい。	動物保護管理センターでは、申込者と日程調整の上、動物愛護学習を実施しており、センターの見学や事業の紹介、犬や猫をめぐる課題や現状の説明等を行っています。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
58	30	734	パートナーシップ制度	○「関連事業者の店頭、ホームページや広報誌など、様々な方法で積極的に提供します。」とあるが、提供主体が県なのか動物関連事業者なのか不明瞭である。事業者が提供するなら「提供してもらいます」と表記すべき。	御意見を踏まえ、「様々な方法で積極的に提供するよう呼びかけます。」に修正します。
＜施策7＞ 実験動物および産業動物の適正飼養の推進					
59	30	749	実験動物	○基本指針の遵守は義務ではないため、「所管する研究機関等で適正な対応を行っています。」を「適正な対応が求められています」と修正してほしい。	御意見を踏まえ、「所管する研究機関等での適正な対応を求めています。」に修正します。
60	30	762	実験動物 産業動物	○実験動物・畜産動物についても不適切事例への指導・監視を行うことを明確にしてほしい。 ○滋賀県動物の保護および管理に関する条例第14条の立入検査規定を活用できないか。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。 なお、実験動物に関して、県ではアンケート調査による実態把握に努めてまいりますが、現在、環境省が、動物の愛護及び管理に関する法律の令和元年改正法附則に基づく実験動物の適正な取扱いの推進に向けた検討に着手しており、今後、国内の実験動物飼養・保管に関する状況を評価し、適正な取扱いの推進に向けた対応の検討が行われる予定です。
61	31	763-765	実験動物 産業動物	○動物実験施設を管理するための専門機関、人員が必要なのではないか。	
62	31	765	実験動物	○動物実験施設の実態把握の方法について、アンケート調査、立入調査など、方法を明確にしてほしい。	御意見を踏まえ、「アンケート調査による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に沿った自主管理の実態把握に努めます。」に修正します。
63	31	766-767	産業動物	○屠殺の直前までアニマルウェルフェアに沿った管理がされるよう周知啓発を強化してほしい。	産業動物における適正な取扱いについては、農林水産省から「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」が示されており、畜産部局から周知を行っています。 また、県内と畜場においては、輸出先国から求められるアニマルウェルフェアに配慮した管理を行っています。
64	31	766-767	産業動物	○家畜の飼育環境が劣悪になっていないか、行政で確認し、改善してほしい。	

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
＜施策8＞ 災害時等の体制整備					
65	31	774-775	同行避難	○市町自治体によって配慮内容に差があり、動物同伴避難者に対応できる動物災害初動キットを避難所に設置する推進をしてほしい。	施策8に記載のとおり、県は市町や自治会に対して、防災訓練でのペット防災対策講習会を開催するなど、避難所での管理方法について啓発をすることとしており、発災時の避難所における飼育管理体制の整備など市町が主体となる事業についても、連携して取組を進め、避難所でのペット飼育スペースの設置、受入、飼育ルールの周知がスムーズに行えるよう支援してまいります。
66	32	811-816	同行避難	○災害時の同行避難について、受け入れ避難所がその機能を果たしているのか、スペースが確保されているのか、ルール作りはどうか、飼い主はペットがストレスなく過ごせるか心配になる。 ○避難所のシミュレーションを通じて、適正動物数や環境づくりなど管理方法の課題が見えてくる。	
67	32	803-804	特定動物	○「発生時には、特定動物の飼養状況を直ちに確認」するのではなく、飼養者が県に飼養状況を報告するよう定めてほしい。	発災時も含め、特定動物が逸走した場合については、滋賀県動物の保護および管理に関する条例において、飼い主による知事、警察署長への通報、付近住民への周知、逸走した特定動物の収容等を義務づけています。 ただし、発災時において、直ちに特定動物の飼養状況を確認し、安全確保に向けた対応を行うことは県の責務であるため、原案どおり、県から確認を行います。
68	32	807-808	獣医師会連携	○地震や原発事故など全県に渡る場合は、近隣県の獣医師会との連携も必要になるのではと考えます。	近隣県獣医師会との連携については、関西広域連合が近畿地区連合獣医師会と「災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定」を締結しており、災害発生時には、被災状況等に応じて、本協定に基づき近畿地区の獣医師会へ協力を依頼することとしています。御意見を踏まえ、施策8に本協定について追記いたします。
＜施策9＞ 関係者間の協力体制の構築					
69	32	823表中	警察連携（虐待）	○虐待について、警察と協力体制を強化してほしい。	環境省「動物虐待等に関するガイドライン」に則り、関係機関と連携して指導、啓発に取り組むとともに、必要に応じて警察への相談・情報共有を実施し、動物虐待等を疑う事例については警察の捜査への協力を行っています。御意見を踏まえ、施策9【現状】に警察の役割について追記いたします。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
70	35	856-857	動物愛護推進員	○動物愛護推進員間のネットワークが構築されるよう、推進員の在り方、行動指針について協議できる場がほしい。	毎年、動物愛護推進員との意見交換や研修等の機会を設けています。動物愛護推進員の交流や活動の活性化が図られるよう、取組を進めてまいります。
71	35	856-857	動物愛護推進員	○地域に属した推進員活動となるよう各地域に均等に推進員が配置し、各地域自治体にも推進員の存在が周知されるよう連携を強化してほしい。	動物愛護推進員については、各市町、動物保護管理協会、獣医師会からの推薦に基づき委嘱しています。推進員による地域啓発が推進するよう、また、地域啓発に取り組む動物愛護ボランティアを推進員として委嘱できるよう市町と連携してまいります。
72	35	856-857	動物愛護推進員	○動物愛護推進員を増員してほしい。	
第6章 計画の総合的な推進					
73	36	892-893	概念について	○アニマルウェルフェア概念や3Rについても、動物保護管理センターのホームページで説明してほしい。	今後、どのように周知・啓発を図るか検討してまいります。
その他					
74	-	-	その他	○ペットの保護活動ではなく、畜産動物、介護犬、盲導犬、麻薬探知犬、農作物を荒らす鹿、猿、出没が増えた熊など、人の為の活動に税金使ってほしい。三方よしきれい事！！	本計画は、動物愛護管理の推進に関して策定しています。畜産、障害福祉、獣害対策等については、それぞれの担当部局にて必要な予算を措置し取組を進めています。
75	-	-	動物飼養環境	○動物の収容部屋に空調を完備し、毛布など入れ、動物に優しい環境にしてほしい。毛布などの寄付も募ってほしい。	滋賀県へのふるさと納税で頂いたご寄附等を活用し、動物保護管理センターの施設の改修し、空調を備えた飼育管理室を設置しています。毛布などのご寄附につきましては、動物保護管理センターの備蓄状況に応じてお受けしておりますのでお問い合わせください。
76	-	-	ボランティア	○動物のお世話に一般のボランティアが参加できるようにしてほしい。	年間を通じて安定して飼養管理するための職員を配置しておりますので、飼養管理のためのボランティアは募集しておりません。そのため、お散歩や人慣れのためのボランティアとして協力いただけないか、今後のボランティアの育成と併せて検討してまいります。

No.	頁	行	分類	意見・情報（要約）	県の考え
77	-	-	警察連携	○迷子犬猫の遺失届を受けた際の助言や、野良猫の遺棄などについて、警察官を対象とした動物愛護法の勉強会を定期的を実施してほしい。	所有者不明の犬猫への対応等について、県警察本部を通じて、各警察署、各交番等の警察職員への情報の共有等に取り組んでいます。今後も引き続き連携を強化してまいります。